

スクールカウンセラー活動の基本についての私論

青木 真理*

1995年から始まったスクールカウンセラー制度は、決まったマニュアルもガイドラインもない中、各カウンセラーと学校が手探りで活動の方針と方法を作り上げてきた。筆者は1996年よりスクールカウンセラーとして活動し、以来、折に触れ、スクールカウンセラー活動についての私見を述べてきた。制度創成から27年を迎えるこの時期、本論では、スクールカウンセラー活動の基本についての私論を総括する。

〔キーワード〕 スクールカウンセラー 活動の基本 ガイドブック

I. スクールカウンセラー制度

公立学校におけるスクールカウンセラー（以下SC）は、1995年の文部省（当時）の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」により非常勤職として配置されることになった。2001年からは事業名が「スクールカウンセラー活用事業補助」に変わり、各自治体が事業主体となった。1995年の配置は原則的に各都道府県に3名ずつであったが、2017年の配置率は、小学校73.6%、中学校95.1%、高等学校85.8%である¹⁾。ただし、自治体によって、実態に大きな違いがあり、配置率には幅がある。またSCの人材不足、SCにかかわる予算が不足している自治体では1校におけるSCの実働時間を少なくして配置率をある程度確保するという実態もあるようである。

全国的にはSC配置率はかなり高いとはいえるが、ただしそのほとんどが非常勤である。2015年に文部科学省が「チーム学校」構想²⁾を発表してSCおよびスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の定数化、すなわち常勤化を目標として掲げたが、それが実現している自治体はまだ少ない。

II. スクールカウンセラーガイドブックの作成

SCには、教員にとっての学習指導要領のような、全SCが活用するマニュアルはない。SCはいわばそれぞれが個別に開拓的な活動を続けてきたのであって、それらの成果を調査しまとめる形で、臨床心理学の学会、臨床心理士資格認定協会といった団体が、活動指針³⁾を示し、SCに関する書籍も数多く出版されている。また、兵庫県が作成したガイドライン（「兵庫県におけるスクールカウンセリング実施のためのガイドライン、試案」）を文部科学省のウェブサイトに見ることはできる⁴⁾。福島県においては、県教育委員会が、1995年から2000年までの「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」時代に各配置校に課された報

告書の集積をもとに、「スクールカウンセラーの効果的な活用のために」⁵⁾という手引きを作成し、県の事業により配置されるSCに毎年配布している。SCはこれらの資料を参照し、学会、自治体の教育委員会、都道府県の臨床心理士会が主催するSC研修会に参加したりしてその活動のありかたをふりかえり改善の努力をしてきたと言ってよいだろう。

筆者自身は1996年より現在までSC活動を行ってきた。また、大学院でSCに関する授業を行い、本センター主催の「教育臨床研修講座」⁶⁾ではAクラスの講師として、教員、SC、適応指導教室指導員などを対象として、学校の事例をとりあげて事例研究を行ってきた。大学外の活動としては、2014年から福島県臨床心理士会スクールカウンセリング委員長として、年2回のSC研修会を主催してきた。また、県教育委員会より委嘱されて初任SCの研修会の講師も務めている。

初任のSCの研修を務めるうち、SCの活動の在り方、その基本について取り上げて講義と議論を行う必要を感じ、2019年の「教育臨床研修講座」Aクラスは「スクールカウンセラー養成講座」と題し、SCおよびSCを活用する側の教員を対象に、スクールカウンセラー活動の基礎的な事項をとりあげて議論し、それを整理することにした。そして毎回の議論を最終的にまとめて「スクールカウンセラーハンドブック」の第1版を作成し、2020年7月発行の『教育臨床事例研究 第20号 令和1年度「教育臨床」研修講座報告集』⁷⁾のAクラス報告として掲載した。また、このハンドブックが多くの人目に触れるように、本センター紀要2号に掲載した（青木真理「スクールカウンセラーガイドブック作成の試み」⁸⁾）。2020年度の研修講座ではこのハンドブックをテキストとして用いながら、さらに加筆修正を加え、第2版を作成し、それを、2021年7月発行の『教育臨床事例研究 第21号 令和2年度「教育臨床」研修講座報告集』⁹⁾のAクラス報告として掲載した。

* 福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター教育相談部門

Ⅲ. 本論の目的

本論は、上述した「スクールカウンセラーハンドブック」をもとに、SC活動の基本を整理することを目的とする。使用する資料は、「ハンドブック」のほか、これまで筆者が発表してきたSCに関する論文と、筆者のSCとしての活動経験である。

Ⅳ. 活動の基本

1. SCの基本的態度

1) SCの呼称

支援活動を行う学校において、自身をどう呼ぶかをまず考えてみたい。多くのSCは「私」を使っているであろう。一方、教員はどうか。「先生」と自称するケースが多いのではないだろうか。統計的な調査を行っていないので、あくまで印象であるが、小学校など年齢が低い場合は自身を「先生」と称することが多く、子どもの年齢が高くなるにつれ、「先生」から「私」などの一人称にかわっていくのではないかと推察される。

SCで自身を「先生」と呼ぶ例は少ないと思われる。そこには、支援対象者となるべく対等であろうとし、支援対象者の主体性を重視するという姿勢が表れているとも言えるかもしれない。ただ、就学前の子どもや小学校低学年の年齢の低い児童を対象とする場合は、「私は」と称するより「先生は」と称したほうが、相手にとってわかりやすい場合がある。「私」と「あなた」という一人称と二人称の入れ替えが十分身につけていない子どもにとっては、子どもからの呼び方とSC自身の自称の仕方が同じ「先生」という名称であるほうが、わかりやすいかもしれないからである。自閉的な特性があり、一人称二人称の入れ替えの理解が進んでいない場合は、年齢が比較的高くても、「先生」と自称することが望ましいであろう。

一方、他者からの呼ばれ方としては、児童生徒、保護者、他の教員からは、「〇〇先生」と呼ばれることが多い。ただこれも、SCの信条と関連があり、「〇〇さん」と呼んでほしい、と支援対象者に伝えるSCもいるだろう。

筆者は、「先生」と呼ばれることを否定はせず、しかし自称は基本的に「私」であり、上述したように小学校低学年の児童を対象とする場合は、「先生」と称することがある。

2) 子どもをどう呼ぶか

支援の対象の子どもをどう呼ぶか。これもまた、SCの子ども観、SCと子どもの関係性、SCの支援論がそこに現れる重要な問題だと言えるだろう。小学生に対しては、男子は〇〇君、女子は〇〇さんと呼ぶことが多いかと思うが、親しみを込めて男子にも女子にも〇〇ちゃん、と呼ぶことがあるだろう。

では、中学生、高校生についての呼び方はどうだろうか。〇〇君、〇〇さん、が多いようだが、女子につ

いては〇〇ちゃんもよく聞く。特に、SCが女性である場合に多いように思われる。

筆者は中学生以上は「君」「さん」を用いることが原則と考える。さらには、望まない性に基づく呼称に苦痛を感じる児童生徒への配慮から「さん」に統一すべきという考えがあり、そのことも念頭に置くことが求められよう。「ちゃん」には相手を子ども扱いするニュアンスが漂う。小学生が対象であっても、同様に「さん」であってもよいくらいである。それは基本的にSCの心理支援の目標のひとつに、子どもの自立があると考えるからである。

「あなた」という呼びかけはどうか。日本語の通常の会話では「あなた」はあまり用いない。しかし、筆者は、あえて「あなた」と呼びかけることがある。その時、クライアントである児童生徒の主体性が強調されることになろう。

あくまで関係性のもとに呼称は決まるので、こうでなければならない、ということはないが、少なくとも呼称をどうするか、についてのSCの自覚は必要であろう。

3) 服装

ラフすぎず、かといってかしこまりすぎず、という服装が好ましいのではないかと推察される。

化粧の仕方、アクセサリ等についても、働く場の考え方を考慮すべきであろう。

ただ、社会的な役割と服装という個人的なものを社会的な役割に合わせてしようとするのは、日本人の特徴かもしれない。筆者が会う欧米の教育職・支援職の人たちは男性も女性もジーンズにジャケットというスタイルが多い。

4) 語調・話し方

どういうことば遣いをするかも、呼称と同様に、SCのスタンスやクライアントとの関係性に依拠し、またそれらを促進したり強化したりもする。SCのスタンスあるいは関係性によっては、方言が使われることもあるだろう。

SCは自分の話し方、語り方（ことばの速度、高さ、イントネーションを含めて）が相手にとってどう経験されているかに注意を払う必要がある。

表情、身振り手振りといったノンバーバルなコミュニケーションもそのSCの支援者としての特性を規定する。さらに言えば、からだつき、歩き方、座り方といった身体言語も含めた全体的なその人の表現のありよう、パフォーマンスが重要な意味を持つ。SCに限らず心理支援を行う人のパフォーマンスがどうであるか、それを自身が理解すること、磨くことが重要であると考えられる。

初心者が心理的支援の訓練を受けるとき、「何を言うか」が注目され「どのように言うか」にはあまり注意が払われない。教科書の文字は「何」、つまりテク

ストしか伝えることができないから致し方ないのであるが、ロールプレイングなどの実践的な訓練の中で、徐々に「どのように」に注意が向けられることが必要で、訓練を行う者もそれを意識したいところである。この「どのように」には、上述したようにパフォーマンスの側面が含まれる。

パフォーマンスを議論する場合、カウンセラーよりもっと長い歴史を持つのが、役者であり、芸人である。彼らの表現に、カウンセラーは大いに学ぶことができる。NHKで放映された「笑いの正体」¹⁰⁾は、芸人たちが、先輩の芸人のパフォーマンスや師匠から受けた指導について語る興味深い内容であった。その中で、フットボールアワーの後藤輝基はダウントウンの浜田雅功の「ツッコミ」について、「固まりの大っきいのあるけど、高い右斜め上にカーンと上がっていく、高い声」が「うらやましい」と語り、「楽器というか、楽器としてもすごい楽器持ってはるなあ」と評する。それは、浜田の語るテキスト、声、調子などを総体として表現し、評価する言説であったと言えよう。カウンセラーは通常、漫才のツッコミ担当のような伝家の宝刀的な言説を持たないが、自身の言説、応答がどういうパフォーマンス性を持っているかという自覚、後藤のことばを借りれば、自身がどのような楽器を持っていてどのような音を出しているのかという自覚を持つことは大切だと考える。

同番組ではナイツの埴宣之が師匠の内海桂子に「ことばで絵を描く」ように指導されたということも、印象深い。これは、筆者が面接において心がけていることと共通する。特にインテーク面接において、対象者の話から対象者の生活空間、時間的経緯をイメージすること、絵を描きだすことを心掛けており、その「絵」の中に足りないピースが見いだされたら、それを質問する、というやり方をとっている。

5) 治療構造／生活場面面接

SCは、いわゆる構造化された面接だけを行う心理職ではなく、被支援者の生活の中に入って活動する時が多いから、生活場面面接を行うことも多い。一方で、継続的な心理面接を行う支援の場合は、治療構造を形成し維持することは重要であると考えられる。学校で適用できる治療構造は、主に時間と空間を守り、できるかぎり変更をしないということである。治療構造を守ることの意義は、

- ① 被支援者との関係性の安定
- ② 被支援者の安心
- ③ 境界を定めるといことが被支援者の自立を促す
- ④ 被支援者とSCの間で、被支援者の自立と主体性、依存のバランスを適切に保つ

ということであろうか。

非構造的な支援、すなわち生活場面面接では、被支

援者の問題の質や将来を見据えながら即時的に介入していくことが求められる。一方で構造的な面接を行っている対象者との生活場面面接では、構造的な面接を通じて得られたアセスメントを念頭に、生活場面面接では踏み込みすぎない配慮も必要である。こうした日々の活動における使い分け、境界線をどう引くかという判断を行うセンスがSCには求められる。

2. SCの校務分掌

SCが何らかの委員会等に位置付けられているかどうかは、学校によって異なるが、公立中学校の場合、生徒指導委員会か教育相談委員会またはその両方に属することが多いようである。福島県の公立中学校は生徒指導委員会を毎週開催しているところが多く、その開催日とSC勤務日が重なるなら都合よく参加できる。また、学校側から開催日に勤務することを求められることもある。生徒指導委員会・教育相談委員会への参加は、学校の生徒たちの問題状況を効率よく把握できるメリットがある。

3. SCコーディネーターとの連携

SCコーディネーターは、教頭、養護教諭、教育相談係などが担当することが多い。しかし、時には担当者が置かれていないことがある。非常勤であるSCの活動はSCコーディネーターの働きに負うところが大きいので、もし置かれていないなら、SCはその重要性を学校側に伝え、担当者を決めるように要請する必要がある。

SCコーディネーターの仕事内容としては以下のことが考えられる。

1) スケジュールの調整・管理

SCの一日の活動予定を組み、調整する。SCの「児童生徒カウンセリング」「保護者カウンセリング」「授業観察」「学級担任コンサルテーション」といった活動の予定を組む。予定はSC自身が決める場所もあるが、非常勤SCが勤務していない日に、保護者からの相談申し込みなどの予定が入ることもあり、予定管理は常勤職によって行われなければならない。また、一元管理される必要がある。したがってSCの活動予定に関する情報はSCコーディネーターが一元管理することが望ましい。

SCが学級担任とコンサルテーションを行いたいと考えているときに、学級担任の授業予定などを鑑みSCとのコンサルテーションを行える時間を調整することもコーディネーターに期待したい。SCとしては、「〇〇先生と話したいので、時間調整をお願いします」と伝え、SCコーディネーターが次のSCの勤務日まで調整するのである。

すべての教職員がSCと連携することに積極的であるわけではないのが現状である。困ってはいるがどう

SCと連携したいかわからない教員に関して、コーディネーターがSCへの相談を促すならSCとしても当該教員としても大変助かる。このようにSCコーディネーターに求められるのは非常勤SCと常勤教職員の間をつなぐ橋渡しの役割である。

2) ケース会・研修会の開催の企画や運営

特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、教育相談委員会チーフなどと連携して、SCをメンバーとして含むケース会議を開催することも、SCコーディネーターの重要な仕事である。また、現職研修主任と連携してSCを講師とする校内研修を企画することもできるだろう。

3) SCによる支援が必要な児童生徒の把握

SCコーディネーターは、自身が担任する学級、所属する学年だけでなく、全校の児童生徒を見渡してSCによる支援につなげることが適切と思われるケースを把握することに努めたい。その把握のために、SCコーディネーターは生徒指導委員会、教育相談委員会に参加することが必須であろう。実際、教育相談委員会のチーフがSCコーディネーターを兼任するケースも多い。

そして支援が必要なケースについて情報をまとめ、必要に応じて学級担任や児童生徒本人の簡単な聞き取りを行ったり、SCの面接を受けることを勧めたりということも考えられる。

4) SC不在時の状況の報告

週1回以下の勤務である非常勤職員のSCが勤務していないときの児童生徒の様子について情報収集し、必要な事柄をSCに伝える。また、SCが出席できなかった生徒に関する会議（生徒指導委員会など）についての情報もSCに伝える。

5) SCが変更する際の引継ぎ

前任のSCがまとめた引継ぎ文書を後任SCに確実に伝える。

6) SCコーディネーターの特質、役割

以上をまとめると、以下のような特質と役割を持つ校務と言えらる。

学校の特徴、課題をよく知り（アセスメント）、また、学校内、学校外の支援資源についても把握していることが望ましい。そして常に学校にいる人たち（常勤教職員、児童生徒）と時々学校に来るSCをつなぐ橋渡しの役割を果たすことが求められる。

ただ、教育臨床研修講座で出た意見として、児童生徒支援面接の前後に学級担任ではなくSCコーディネーターと話すことが多く、担任の先生と話す時間がほしいというものがあった。これは、SCコーディネーターのコントロール機能が強すぎるということかもしれない。学校の状況をアセスメントしつつも、学級担任を前面に出す黒子のような態度も必要かもしれない。SC側はSCコーディネーターに、担任との直接対

話の必要性を理解しその理解に基づいて対応してくれるよう要請することが大事であろう。

以上、SCコーディネーターはSC活動の中で重要な働きを期待される。一方、常勤SCの場合はSCコーディネーターは必要なく、SC自身が自分の活動をコーディネートするようである¹¹⁾。

4. 教職員との情報共有

SCが教職員と情報共有するにあたっては、いろいろな方法、場面が考えられる。

1) 記録を通じての情報共有

対面で情報共有できない場合は、個人の教員に向けてのメモを残し（日時も含む）、机の上に置いておく。

2) 対面しての情報共有

対面しての情報共有は、コンサルテーション面接である。学級担任、学年所属教員、養護教諭、管理職など、その時その時必要と考えられる情報共有の相手と情報共有し、かつ、心理職としてのアセスメントに基づくコメントが行うことが必要である。アセスメントについては後述する。

コンサルテーション面接において重要なことは教員と一緒に考えていく姿勢をもつことであろう。そしてコンサルテーションを通じてコンサルティである教員とのラポール形成を図っていくのだという認識が大事で、コンサルティ（教員）が自分にどういった感情、認識を持っているのかを観察し、コンサルティと自分との関係性をアセスメントしながら面接を進めていくことが望まれる。

コンサルタントであるSCは、心理学的視点から被支援者へのアセスメントを行うが、それだけでなく、教員に「どういう時には、子どもの調子は良いのか」「教員がどういう働きかけをするときに子どもは力を発揮できたか」を尋ねることで、教員の中にすでにある資源を指摘しさらなる活用を勧めることもできる。

5. 記録（日誌）

日誌はSCの活動を記録であり、公的文書として学校組織内で承認される性質のものであるので、回覧されることを前提に作成する必要がある。回覧する対象は、各学校でSCと教員の間で確認し、決定する。

図1に筆者が使用している日誌のフォーマットを示す。回覧する人用の押印欄（管理職など）、時間と支援対象（生徒や保護者、教員へのコンサルテーション）、支援の種別、支援内容の欄を設けた。支援の種別は、福島県教育委員会に毎月提出するSCの実績調べのカテゴリーによる。支援の内容は支援対象の言動、SCが行った助言を中心に簡潔に書く。教員コメント欄はすぐには活用されないかもしれない。ここにコメントが書かれるようになるということは、SCが信頼を得てよく活用されているということを示すと言える

かもしれない。

下欄は、実績調べ文書の作成の手助けになるよう、月ごとの累計をも記入するようにする。

なお、詳細な情報共有は日誌上ではなく、対面で行うことが適切と考える。

| | | | | |
|----|----|------|------|------|
| 校長 | 教頭 | 生徒指導 | 養護教諭 | 特別支援 |
| | | | | |

スクールカウンセラー活動日誌 SC:○○

| 年 月 日 時 分 ~ 時 分 | | | | |
|-----------------|------|----|-------|--------|
| | | | | |
| 時間 | 支援対象 | 種別 | 支援の内容 | 教員コメント |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 対象 | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 保護者 | 教職員 | その他 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | |
| 累計 | | | | | | | | | | |

図1 日誌の例

6. SCの活動

1) 児童生徒面接

SC活動の中心は言うまでもなく面接である。ここでは構造化された面接をとりあげる。

① 児童生徒面接を行うまでの手続き

面接を行うに至る経緯は、複数考えられる。児童生徒が自主的に面接相談を希望する場合で、だいたいは小学校の高学年以上の年齢であろう。2つ目は、教員が勧めて個人面接に至る場合で、学級担任、養護教諭など児童生徒が最初にコンタクトするスタッフが勧める場合が多い。3つ目は、保護者が勧める場合で、保護者が子どもより先にSC面接を受けていて、子どもにも勧めるといったことが考えられる。

面接の予約に関して、予約がある場合とない場合がある。SCが相談室に在室しているとき児童生徒が相談室を訪ねてくることがあり、面接の予約がなければSCはその児童生徒の相談に応じるであろう。しかし多くの場合は予約がとられる。

予約の仕方は、筆者の場合は、常勤の教員を通して予約することを基本とする。学級担任、養護教諭、SCコーディネーターなどを通して予約をするのである。その次ありうるのは、SC勤務日に児童生徒が相

談室を訪ねてきて、予約にいたる場合である。

② 面接の時間、空間

面接を授業中に行うのであれば、学校の生活時間の1校時分（通常、小学校なら45分、中学校・高校なら50分）を充てることができようが、相談の内容や対象者の年齢を勘案してそれよりも短くすることもありうる。授業時間を面接に充ててよいかどうかはSCだけの判断で行うことではなく、学校全体、あるいは学級担任を含む学年教員の判断が必要であろう。つまり授業時間を割いても面接相談を行うことが必要であるという判断で、児童生徒の抱える心理的な問題の解決が優先されるということである。

そこまで急を要する相談でないなら、通常は昼休み、比較的長い業間休み、放課後などに行うことができる。

空間は、基本的に相談室で行うが、保健室登校などの別室登校の児童生徒であれば、他の児童生徒がいないことが確認できるならば別室で話すこともありうる。または、いきなり深く立ち入った面接を避けたほうが良いと思われるならば、養護教諭もいる状況で軽く軽い面接から始め、徐々に深い面接へといざなうことが適切な場合もあろう。

③ 面接の進め方

口火の切り方としては「どういうことを話したいのかな」「どうぞ、話したいことを話してください」などが考えられよう。応答は通常の心理面接の進め方をとる。ことばの使い方は、本稿の最初に述べたように、親しみを持てる話し方でありつつ、児童生徒との適切な距離感を保ち、児童生徒の持っている自立に向かう力をアセスメントしてそれを生かすことができるようなものでありたい。

有料の相談機関と違って、面接は必ずしも継続相談にならない。一回話を聞いてもらって、それで生活に戻っていけることも多いから、その場合の面接は、面接終了時にある程度のフィードバックが必要だと考える。その児童生徒が学校生活を送っていくうえで役立つようなコンパクトなアセスメント、面接プロセスへのフィードバック、短い助言などである。具体的には「話してみてどうだった？ すっきりした？ ではまたもやもやしてきたとき、相談申し込んでくださいね」や、「一人で抱えこんでいてつらくなってしまったのでは？ こうやって話をするのは、役に立ったのではないかな？ また利用してください」といったものである。

2) 保護者面接

保護者面接は、SC活動の重要な柱の一つである。不登校や教室不適應の児童生徒の保護者（多くは母親）に関して、児童生徒の回復はしばしば時間がかかるので、そのプロセスに付き合う保護者を支え、家庭内での工夫を共に考えていくことはとても重要なことだと言える。

一方で、児童生徒の回復への援助に関して積極的でない保護者もいる。あるいは、学校側が行いたいと思っている児童生徒への支援について否定的な反応を示す保護者もいる。そういう保護者については、SCの介入も簡単ではない。「協力が得られにくい」と学校スタッフが感じる保護者については、その保護者が誰を信頼しているかを考え、その人物（たとえばSSW、自治体の福祉課のソーシャルワーカー、医療機関スタッフなど）をキーパーソンとし、そのキーパーソンを通じて保護者・家庭支援を行うことが有益であろう。

SCによる保護者面接にいたる手続きは、児童生徒の場合と同様、学級担任、SCコーディネーターを通じて申し込むことを基本とするが、仮に、学級担任に不満を持っている保護者であれば、学級担任を通じて面接を申し込むことに抵抗を感じるかもしれないから、その時はSCコーディネーターの出番となる。相談室に外線とつながる電話があれば、SC勤務時間中に直接保護者が連絡をとることができる。

3) 教員面接（コンサルテーション面接）

教員へのコンサルテーションは、基本的にSCがかかわりを持つ児童生徒、保護者に関するSCの見立てを伝え、教員の見立てと合わせて、児童生徒ならびに保護者（家庭）への支援を策定する場と考える。SCが児童生徒等と直接かかわりを持たない場合でも、授業見学時の行動観察から一定の見立てを行うことが可能である。コンサルテーションは教員、SC双方の時間のやりくりのもとに行われるから、その持ち方は様々な形式が考えられる。相談室を教員が訪ねて比較的長い時間での面接を行う場合、職員室での短時間のやりとり、そして対面して話す時間が持てない場合は、簡単なメモを残したうえで時間のとれるときに対面で話すということが考えられる。週1回程度の勤務のSCは、毎日教員とやりとりすることができないから、勤務日には上述のいずれかの方法で、教員とコンタクトをとっておきたい。コンサルテーション面接の時間設定については、SCコーディネーターの教員に調整を依頼するとよいだろう。

4) 授業観察とコンサルテーション

授業観察もまた、SCの重要な活動である。教室等を訪ねて授業を見学し、その中で、支援対象（となる可能性のある）児童生徒の行動観察を行ってそれにもとづいたアセスメントを学級担任、授業担当教員等と共有するとコンサルテーション面接を行う。それによって、指導の難しい児童生徒、逸脱行動の見られる児童生徒への教育指導の方法についての助言を学級担任等に対して行うことができる。

① 授業観察時のポイント

面接等でかかわりのある児童生徒の教室での様子観察を中心として以下の点を留意しながら観察する。

- ・落ち着いているか、他の子どもとのかかわりはど

うか、教員の指示への反応などを観察する。

- ・観察対象児童生徒がスムーズに参加できている時と、教員が問題行動と感じている行動が発生している時の違い、その時の活動内容に注目する。
- ・問題行動を誘発している要因、環境について注目し、観察する。
- ・観察対象児童生徒の机の周りの様子やその他周りの環境について注目する。
- ・観察対象児童生徒が中学生などの場合では、特別扱いを嫌がる場合もあり、近くでの観察に抵抗を示すことがあるので、その場合は教室後方や入口付近で観察するか、全体をまんべんなく巡視するかする。
- ・教員の言葉かけにも注目する。ただしそれを教員にフィードバックする際には注意が必要であり、教員とのラポール形成が充分になされてからが望ましい。
- ・教室の掲示物を観察する。
- ・児童生徒の制作した作品等を観察する。
- ・授業時間外での児童生徒の様子についても観察する（休み時間、廊下で見かけた時の様子、給食時間等）。
- ・生徒の問題行動が起こりやすい授業科目の観察を行う。（中学校以降）

② 授業観察をする手続きについて

SCの存在や授業観察に来ることを子どもや教員にどう伝えるかは、観察のやりやすさにも影響してくるだろう。

- ・管理職に意向を伝え、他教員に伝えてもらう。
- 例) 教員（養護教員）などから落ち着きがない等、問題可能性がみえる生徒がいるのでクラスでその子の様子を見たい。その際、その子や周りの子には、その子を注目している様子にはならないよう配慮すると伝える。
- ・管理職に伝えた上で、学級担任等の授業観察承諾が難しそうな場合には給食や休み時間に顔を出したいこと、SCの顔を知ってもらいたい旨を伝える。
 - ・授業観察を最初に導入する場合は、体育など、SCがいてもあまり不自然ではない授業を観察する。
 - ・学校の構造の影響もある。教室に入りやすい環境かどうか。例えば、オープンスペースなどの場合は観察しやすい。
 - ・授業観察の目的を伝えることも重要である。観察後に気になったことなど、先生とシェアさせてほしい。そのために授業観察をしたい旨を伝える。

③ 機能分析

行動観察に基づく助言に関して、機能分析は効果を持ちうる方法だと考える。菊地瑞穂ら^{12) 13)}は、小学

校低学年の学級でSCが機能分析の考え方を取り入れて行いうる支援について検討した。SCは学級担任と話し合って、学級担任が行動修正を必要と考える児童に関して、修正したい標的行動を決定する。SCは授業等で標的児童およびその周辺の児童の行動を観察することでその標的行動を引き起こしている可能性のある要因を分析し、その要因の機能をより社会的望ましい行動で充たす方法を提案する。学級担任等がそれを実践し、SCはその実践状況を観察して再アセスメントを行う。それら一連のプロセスを繰り返して、標的行動の軽減や消失を狙う。

ただし、機能分析に基づく支援は時間と回数を要するため、この方法について管理職を初めとする教員組織での理解を求めたうえで、重要課題を抱える学級から始めることが望ましい。

7. 集団守秘義務—公認心理師法のもとでのSC活動

教職員は守秘義務を有するが、教育指導・支援を行ううえで、それに関わる集団の中で必要な情報を共有することもまた重要である。

支援対象者（児童生徒、保護者）についての情報について、基本的には、秘密は守るが、内容によっては、SC以外の教職員に知ってもらう必要があると判断されれば、そうする必要があることを支援対象者に話して了承を得ることが必要だろう。ただ、児童生徒（特に思春期）がそれを拒むこともある。その場合はどうするか。大変難しい局面であるが、非常勤の教職員であるSCでは、児童生徒について重要で緊急の事態が起こったとき即応できない可能性があるため、限局的な情報共有について情報共有することの了解を得る努力が必要となる。またどうしても了解を得られない場合も、必要とあらば児童生徒の承認を得ずともSCの判断で、信頼できる教員と情報を共有することは必要ではないかと考える。

ただ、公認心理師法の「秘密保持」と「多職種連携」についての議論はこれから深まってくると考えられるので、そうした議論を今後参考にしていくことが必要であろう。

児童生徒に、SCと教職員、あるいは保護者との情報共有の承認を得ようとする場合、教員に伝えておくべきことは、どんなことなのかを具体的に伝える。自分で伝えるのか、SCから伝えるのか等、共有の仕方と一緒に相談しながら決めていく。また生徒・保護者の利益につながることを第一条件として、何の情報を誰と共有するのかを常に考える。

8. 多職種連携

1) SSWとの連携

明確な役割分担を確認した上で、SSWとの情報共有をすることが必要である。学校側がSCとSSWの使

い分けについての方針が固まっていない場合もあるので、その点がある程度明確にできるように、学校と話し合っておく必要があるだろう。

基本的に、SCとSSWと1対1で話すのではなく、生徒指導主事や教頭に入ってもらおう等、チームとして関わることの方がよいことが多いと思われる。

SCとSSWの役割分担の例として、精神疾患を抱える保護者支援の場合で、障害者手帳など社会的リソースの提供はSSWが行い、SCは日常の保護者のストレスを中心に受け止めるというように分担して連携した例が、本センターの教育臨床研修講座で報告された。

ただ、話し合いをしたいと考えても、SCとSSWはどちらも非常勤なので勤務日が重ならず、ケースの話し合いができない場合もある。とすれば、年度初めにそれぞれの勤務計画を立てる際に、話し合いを持てるようなスケジュールを策定する等の工夫が求められる。

9. 少しの異質な文化を持ちつつも、学校共同体の一員として活動する

SC制度が始まったとき、SCの「外部性」がSCの特質として強調された。今も文部科学省のウェブサイトには、SCの外部性を重要と考える旨の記載¹⁴⁾がある。それは、以下のような記述である（教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり—（報告）」2 スクールカウンセラーについて(3) スクールカウンセラーの役割及び意義・成果について）。

学校外のいわば「外部性」を持った専門家として、児童生徒と教員とは別の枠組み、人間関係で相談することができるため、スクールカウンセラーならば心を許して相談できるといった雰囲気を作り出している。

なお、スクールカウンセラーの「外部性」は、教育の専門性を持っている教員とは異なる、臨床心理の専門性を生かすことができるという点で意義があり、教員と連携して児童生徒の自己実現を助ける役割を果たしている。

「外部性」は、SCが教員ではなく心理の専門家であること、非常勤の職員であることから、学校共同体の一員でありながら、半分外部に軸足を置いており、おおかたの教職員とは異質な特質を有することを意味し、そのような「外部性」こそが、児童生徒および保護者の信頼を得、彼らの率直な吐露を引き出すものとされた。しかし筆者は、「外部性」に頼る時代はすでに過ぎ、「外部性」によらず共同体の一員でありなが

ら独自の専門性を打ち出すことが必要だと考える。

公認心理師の守秘義務の問題を考えると、集団守秘という考え方は、法律的には問題があるという議論がある。また、福島県臨床心理士会で「公認心理師法のもとでのスクールカウンセリング」と題する研修を行ったとき、講師として講演を行った弁護士の倉持恵氏は、病院のスタッフ、学校教員スタッフには、「推定的承認」が成立しうるので、機関の利用者である患者、児童生徒に対して、いちいち承認を得ずとも治療や教育指導に必要な情報共有を行うことができるが、SCが「外部性」を有する職員とみなされるなら、その推定的承認の集団の中に含まれるとは考えにくい、という考えを述べた。そのことから筆者は、集団守秘をスクールカウンセリングのルールとするためには、「外部性」を標ぼうせず、学校組織の一員という位置づけで活動することが必要だと考える。

とはいえ、教員とは異なり、心理の専門家、しかも一人職であるSCは、教員とは少し異なる文化を有しており、それがスクールカウンセリングという活動を成立させる重要な要件であることは間違いない。

10. おわりに

SCの活動についての基本的な事項について、私見をまとめた。別の機会には、より具体的な活動方針と活動内容について考察したい。たとえば校種別の働き方、問題種別の働き方（不登校、別室登校、発達障害、虐待など）についてまとめる予定である。

引用文献

- 1) 文部科学省「平成29年度学校保健統計調査」
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.html (2022年4月15日最終確認)
- 2) 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)(中教審第185号)」2015
- 3) 日本臨床心理士資格認定協会学校臨床心理士ワーキンググループは「公教育に関わるスクールカウンセラーの位置づけと役割 スクールカウンセラー 学校臨床心理士の活動と専門性」(2002年8月)を発行した。また、日本臨床心理士会は2022年3月に、文部科学省令和3年度いじめ対策・不登校支援等推進事業「SC及びSSWの常勤化に向けた調査研究」報告書を発行したが、その中に「第V部 標準的なスクールカウンセラー業務に関するガイドライン(試案)」が収められている。これは、同会によるSCのガイドラインとして初めての本格的な提案である。これについては本稿の内容と比較しながら改めて別の機会に批評したいと考えている。
- 4) 文部科学省3 兵庫県のスクールカウンセラー制度の歩み
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/shiryo/attach/1369896.htm (2022年4月15日最終確認)
- 5) 福島県教育委員会 スクールカウンセラーの効果的な活用のために
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/kyouiku/attachment/902328.pdf> (2022年4月15日最終確認)
- 6) 岸竜馬, 青木真理, 生島浩, 安部郁子「総合教育研究センター『教育臨床研修講座』2018年度活動報告」福島大学学校臨床支援センター紀要第1号 pp41-48 2020年2月
- 7) 『教育臨床事例研究 第20号 令和1年度「教育臨床」研修講座報告集』2020年7月
- 8) 青木真理「スクールカウンセラーガイドブック作成の試み」福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要第2号 pp113-120 2020年8月
- 9) 『教育臨床事例研究 第21号 令和2年度「教育臨床」研修講座報告集』2021年7月
- 10) 笑いの正体 2021年3月21日にNHK総合で放映されたドキュメンタリー番組。
- 11) 以下の論文における伊藤充による意見。青木真理・林裕子・山本岳・伊藤 充「これからのスクールカウンセラー『チーム学校』構想における常勤としての働き方、活用の仕方」福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要第1号 pp1-8 2020年2月
- 12) 菊地瑞穂・青木真理「小学校通常学級への支援におけるスクールカウンセラーの役割—機能的アセスメントの導入—」福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要第2号 pp37-44 2020年8月
- 13) 菊地瑞穂・青木真理「機能分析マニュアルの提案—小学校通常学級での活用に向けて—」福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要第4号 pp49-56 2021年10月
- 14) 教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり—(報告)」2 スクールカウンセラーについて(3)スクールカウンセラーの役割及び意義・成果について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1369846.htm (2022年4月15日最終確認)